

茨城県報

号外第99号

昭和61年5月29日

木曜日

目 次

告 示

	ページ
●茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正(農業経済課).....	2
●資金の種目及び利子補給率の一部改正(").....	2
●道路の区域変更・供用開始(6件)(道路維持課).....	2
●路線の廃止(").....	5
●都市計画用途地域の変更(都市計画課).....	5
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	6

(教育委員会)

●茨城県立聾学校の指定に関する規程の一部改正(2件).....	6
●義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の表の一部改正.....	6

(選挙管理委員会)

●昭和61年茨城県選挙管理委員会第6回定例会の招集.....	7
--------------------------------	---

(人事委員会)

●県内旅行路程及び県内旅行起点表の一部改正.....	8
----------------------------	---

公 告

●昭和61年度茨城県保母試験の実施(婦人児童課).....	9
●認証食品の取消し(流通園芸課).....	14
●茨城県林業改良指導員資格試験の実施(林政課).....	14
●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞(漁政課).....	16
●地籍調査の成果認証(農地計画課).....	17
●昭和61年度砂利採取業務主任者試験(河川課).....	18
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....	19
●昭和61年度宅地建物取引主任者資格試験の実施(").....	20
●昭和61年度宅地建物取引主任者に対する講習の実施(").....	21
●道路位置の指定(").....	22
●一時保護児童の所持物の保管(下館児童相談所).....	22

正 誤

●昭和61年5月15日付け茨城県報第7449号中.....	23
-------------------------------	----

告 示

茨城県告示第830号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第2条第2号の表中「3.5%」を「3.0%」に改める。

別表中「2.9%」を「2.5%」に、「1.9%」を「1.5%」に、「0.9%」を「0.7%」に、「3.0%」を「2.65%」に、「2.0%」を「1.85%」に、「8.0%」を「7.5%」に、「3.5%」を「3.7%」に改める。

付則第5項中「2.9%」を「2.5%」に、「3.0%」を「2.65%」に、「1.9%」を「1.5%」に、「2.0%」を「1.65%」に、「0.9%」を「0.7%」に、「1.0%」を「0.85%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公付の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は、昭和61年5月1日以後になされた貸付に係る農業近代化資金等利子補給について適用し、昭和61年4月30日以前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第831号

昭和52年4月1日茨城県告示第406号で告示した、茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）により知事が指定する資金の種目及び利子補給率の一部を次のように改正し、昭和61年5月1日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、昭和61年4月30日以前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

表中「年4.5% | 年4.0% | 年3.0%」を「年4.5% | 年4.0% | 年3.2%」に、「年4.5% | 年4.5% | 年3.5%」を「年4.5% | 年4.5% | 年3.7%」に、「年4.0% | 年3.0% | 年2.0%」を「年4.0% | 年3.0% | 年2.2%」に、「年8.0%」を「年7.5%」に改め、同表備考中「3.5%」を「3.7%」に、「2.0%」を「2.2%」に改める。

茨城県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那珂湊那珂線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
勝田市市毛字西山 823番1地先から	旧	最大 14.00 最小 5.00	メートル 555.00	
勝田市市毛字原坪 803番2地先まで		最大 42.00 最小 22.00	メートル 553.00	
勝田市市毛字上坪1079番地から 勝田市津田字久保2943番2まで	新	最大 49.50 最小 22.00	704.00	現道拡巾

茨城県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道那珂湊那珂線
- 2 供用開始の区間
勝田市市毛字上坪1079番地から
勝田市市毛字上坪780—2番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年5月29日

茨城県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町御所ヶ丘 1丁目5-2番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 37.00	223.00 <small>メートル</small>	
		最小 25.00		
北相馬郡守谷町御所ヶ丘 1丁目5-1番地まで	新	最大 45.50	223.00	現道拡巾
		最小 38.00		

茨城県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 一般国道294号
- 2 供用開始の区間
北相馬郡守谷町後所ヶ丘1丁目5-2番地から
北相馬郡守谷町御所ヶ丘1丁目5-1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年5月29日

茨城県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北茨城大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字横川字大畑前 475番地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 5.40	129.00	
		最小 5.00		
		最大 5.00	153.00	
高萩市大字横川字大畑前 477番地先まで	新	最大 5.40	129.00	迂回路撤去
		最小 5.00		

茨城県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 明野間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字海老江 607番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 20.00	1,481.00	
		最小 5.40		
		最大 45.00	1,580.00	
真壁郡関城町大字西保未 54番1地先まで	新	最大 45.00	1,580.00	明野町へ移管のため の区域変更
		最小 12.20		

茨城県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180条）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、昭和61年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地 点	備 考
309	高 津 中 城 線	土 浦 市 中 高 津		
		土 浦 市 中 央		

茨城県告示第839号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第840号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 真壁町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館結城都市計画公園事業
2・2・303 新宿児童公園
- 3 事業施行期間 昭和61年5月29日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 真壁郡真壁町大字亀熊字南長丁地内
 - (2) 使用の部分 なし

(教 育 委 員 会)**茨城県教育委員会告示第5号**

茨城県立聾学校の指定に関する規程(昭和49年茨城県教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

昭和61年5月29日

茨城県教育委員会委員長 岡 山 初 子

別表茨城県立霞ヶ浦聾学校の項中「|岩井市」を「|岩井市
牛久市」に改め、同項中「、牛久町」を削る。

付 則

この告示は、昭和61年6月1日から施行する。

茨城県教育委員会告示第6号

茨城県県立養護学校の指定に関する規程（昭和49年茨城県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

昭和61年 5月29日

茨城県教育委員会委員長 岡 山 初 子

別表第1 茨城県立土浦養護学校の項中「 | 石岡市」を「 | 石岡市
牛久市」に改め、同項中「, 牛久町」を削る。

別表第2 茨城県立下妻養護学校の項中「 | 岩井市」を「 | 岩井市
牛久市」に改め、同項中「, 牛久町」を削る。

付 則

この告示は、昭和61年 6月 1日から施行する。

茨城県教育委員会第7号

昭和39年 4月 1日茨城県教育委員会告示第9号で告示した義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の表の一部を次のように改正し、昭和61年 6月 1日から施行する。

昭和61年 5月29日

茨城県教育委員会委員長 岡 山 初 子

義務教育諸学校の教科書採択地区の設定の表中

筑波郡	谷田部町, 伊奈村, 谷和原村, 豊里町, 筑波町, 大穂町	を
竜ヶ崎市 取手市		
稲敷郡	江戸崎町, 美浦村, 阿見町, 牛久町, 莖崎村, 新利根村, 河内村, 桜川村, 東村	

筑波郡	谷田部町, 伊奈村, 谷和原村, 豊里町, 筑波町, 大穂町	に
竜ヶ崎市 取手市 牛久市		
稲敷郡	江戸崎町, 美浦村, 阿見町, 莖崎町, 新利根村, 河内村, 桜川村, 東村	

改める。

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第24号

昭和61年茨城県選挙管理委員会第6回定例会を次のとおり招集する。

昭和61年5月29日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

- 1 日 時 昭和61年6月5日（木）午前11時00分
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号
茨城県庁
- 3 議 題
 - (1) 衆議院議員総選挙の執行について
 - (2) そ の 他

(人事委員会)

茨城県人事委員会告示第3号

昭和42年5月8日茨城県人事委員会告示第3号で告示した県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部を次のように改正し、昭和61年6月1日以後に出発する旅行から適用する。

昭和61年5月29日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

別表第2の大宮町の項中

小場, 小野, 三美	小 場	を
------------	-----	---

小場, 小野, 三美, 工業団地	小 場	に
------------------	-----	---

改め、牛久町の項中

牛久町	柏田, 栄町1丁目から6丁目まで, 東獺穴, 猪子, 岡見, 下根, 東大和田, 中根, 上太田, 結束, 福田, 女化	実 穀	を
	牛久, 田宮, 城中, 刈谷1丁目から5丁目まで, 新地, 庄 兵衛新田, 遠山	牛 久	
	小坂, 正直, 島田, 久野, 井ノ岡, 桂, 奥原	奥 野	

牛久市	柏田町, 栄町1丁目から6丁目まで, 東猫穴町, 猪子町, 岡見町, 下根町, 東大和田町, 中根町, 上太田町, 結束町, 福田町, 女化町	実 穀	に
	牛久町, 田宮町, 城中町, 刈谷町1丁目から5丁目まで, 新地町, 庄兵衛新田町, 遠山町	牛 久	
	小坂町, 正直町, 島田町, 久野町, 井ノ岡町, 桂町, 奥原町	奥 野	

改め, 筑波町の項中

北条, 君島, 泉, 小泉, 田中, 水守, 山木, 上菅間, 中菅間, 池田, 磯部, 洞下	筑 波	を
----------------------------------------------------	-----	---

北条, 君島, 泉, 小泉, 田中, 水守, 山木, 上菅間, 中菅間, 池田, 磯部, 洞下, 和台	筑 波	に
--------------------------------------------------------	-----	---

改め, 大穂町の項中

大曾根, 玉取, 若森, 佐, 蓮沼, 前野, 長高野, 篠崎, 上原, 立原, 南原, 花畑	大 穂	を
----------------------------------------------------	-----	---

大曾根, 玉取, 若森, 佐, 蓮沼, 前野, 長高野, 篠崎, 上原, 立原, 南原, 花畑, 北原	大 穂	に
--------------------------------------------------------	-----	---

改める。

公 告

●昭和61年度茨城県保母試験の実施

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規程により, 保母試験を次のとおり実施する。

昭和61年 5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和61年度 茨城県保母試験実施要項

1. 受 験 資 格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中学校令による中等学校を含む。）を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- (2) 満18才に達した後、児童福祉施設において3年以上児童の保護に従事した者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、厚生大臣の定める基準に従い、知事が適当な資格を有すると認定した者で通常、次に掲げる者がこれに該当する。
 - ア 学校教育法による高等学校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履修した者で、満18才に達した後児童福祉施設（へき地保育所を含む。以下同じ。）において1年以上児童の保護に従事した者
 - イ 学校教育法による高等学校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履修した者で、満18才に達した後児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者
 - ウ 満18才に達した後、へき地保育所において3年以上児童の保護に従事した者

注： 高等学校の定時制課程2年修了者は、全日制課程1年修了者として、定時制課程3年修了者は、全日制課程2年修了者として取り扱う。
- (4) 学校教育法による高等学校の保育科第3学年に在学する者

2. 試験日、試験科目及び試験会場

(1) 筆 記 試 験

期 日	試 験 科 目	時 間	試 験 会 場
8月5日(火)	保 育 理 論	9:00 ~ 10:30	茨城県立保育専門学院 水戸市河和田町 新田前107の2
	保 育 実 習 (筆 記)	10:45 ~ 11:45	
	" (絵画製作)	12:30 ~ 13:15	
	看 護 学 及 び 実 習	13:30 ~ 15:00	
	栄 養 学 及 び 実 習	15:15 ~ 16:45	
8月6日(水)	社 会 福 祉 事 業 一 般	9:00 ~ 10:30	茨城県立保育専門学院 水戸市河和田町 新田前107の2
	児 童 心 理 学 及 び 精 神 衛 生	10:45 ~ 12:15	
	保 健 衛 生 学 及 び 生 理 学	13:00 ~ 14:30	
	児 童 福 祉 事 業 概 論	14:45 ~ 16:15	

(2) 実 技 試 験 (保育実習の筆記試験合格者についてのみ行う。)

8月29日(金)	保 育 実 習 (音楽リズム・言語)	9:00 ~ 15:00	茨城県立保育専門学院
----------	-----------------------	--------------	------------

3. 保育実習の試験方法

- (1) 保育実習は筆記試験と実技試験により行う。
- (2) 音楽リズム及び言語関係試験は、筆記試験に合格した者についてのみ行う。
- (3) 筆記試験の可否及び実技試験の日時は、8月26日(火)までに保育実習受験者全員に通知書を送る。

(4) 実技試験の内容

ア 絵画製作関係試験 (試験当日課題指示)

クレヨンまたはクレパスを各自持参すること。

イ 音楽リズム関係試験

① 器 楽

次の課題曲より試験委員が当日指定する曲を、暗譜でピアノを使用し演奏する。

バイエル教則本(原書番号)75番, 79番, 90番, 99番

② 声 楽

○ コールユーブンゲン(原書番号)

次の課題曲より試験委員が当日指定する曲を無伴奏で歌う。

No.37-c, No.39-f, No.43-a

○ 童謡(発行・東亜音楽社, 発売・音楽之友社「こどものうた200曲集上下」から) 次の課題曲より試験委員が当日指定する曲をピアノで伴奏を弾きながら歌う。

- ・ 大きなたいこ……………小林純一作詞, 中田喜直作曲……………P35(上)
- ・ う む……………林柳波作詞, 井上武士作曲, 北村立人編曲……………P41(上)
- ・ おべんとう……………天野蝶作詞, 一宮道子作曲……………P89(下)

ウ 言語関係試験

「ね、おはなしよんで」(童心社発行)のうち次に掲げるものから試験委員が当日指定する。

- ・ 百びきのくまさん……………(P22)
- ・ タロウのバケツ……………(P104)
- ・ ぼくはずかしいや……………(P142)

4. 受験に必要な書類

受験希望者は、次に掲げる書類を一括して提出すること。

- { 注) A……今回初めて受験する者が必要な書類
B……保母試験一部科目合格者が必要な書類

(○印は必要な書類)

A	B	必 要 書 類	説 明
○	○	受 験 願 書	1 指定用紙にかい書で、ていねいに記入すること。 2 認印を忘れずに押印すること。
○	○	受 験 票	氏名を忘れずに記入すること。
○	○	住 民 票	出願日前3カ月以内のもの。
		受験資格があることを証明する書類	次のいずれかの書類を提出すること。(コピーは不可) ①に該当する者 1 高等学校, (又は短大, 大学)の卒業証明書 2 短大又は大学の在学証明書

○	×	①受験資格(1)の項該当者 ②受験資格(2)の項該当者 ③受験資格(3)の項該当者 ④受験資格(4)の項該当者	3 大学の入学資格検定の合格証明書 ②に該当する者 施設長の在職期間証明書(児童福祉法第35条による認可施設にかぎる。)なお、当該施設が本県外に設置されている場合は、その認可証明書も併せて提出すること。 ③に該当する者 都道府県知事の発行した受験資格認定書 ④に該当する者 当該学校長の発行する在学証明書
×	○	保母試験一部科目合格証明書	昭和59年1月1日以降発行の保母試験一部科目合格証明書を添付すること。照合の後、返戻する。(コピーは不可)
○	○	写 真 2 枚	上半身、正面向き、無帽、出願前6カ月以内に撮影したもので、3.5cm×3cmの同一のものに限る。受験願書及び受験票にはり付けること。(スナップは不可)
○	○	封筒2枚(保育実習受験者は3枚)	住所、氏名、郵便番号を明記し60円切手をはり付けること。
○	○	戸 籍 抄 本 (必要者のみ)	卒業、在学証明書及び保母試験一部科目合格証明書の氏名と現在の氏名が婚姻等により異なる者は、出願日前3カ月以内発行の戸籍抄本を添付すること。

注) 児童福祉法施行規則第41条の2第3項及び第4項の規定による保育実習の試験免除は行わない。

5. 受験手数料

受験手数料4,100円……この金額分の「茨城県収入証紙」(「収入印紙」と間違わないこと。)を受験願書にはり付けて納入すること。

ただし、県外在住者で茨城県収入証紙を購入することが困難な場合には、関係書類及び手数料を一括して現金書留で送付してもさしつかえない。(現金だけを別送する等の方法は間違いが起りやすいので、必ず書類と一括して送付すること。 県内在住者は必ず収入証紙をはること。)

6. 願書提出先

茨城県生活福祉部婦人児童課

〒310 水戸市三の丸1丁目5番38号

(電) 0292(21)8111 内線 2733, 2734

受験願書を郵送する場合は、封筒に「保母試験受験願書在中」と朱書すること。

7. 願書受付期間

昭和61年6月30日(月)から7月7日(月)まで

ただし、郵送の場合は7月7日付消印のあるものまで有効とするが、4に示す出願書類の完備したものに限り受け付ける。(出願書類の不備、受付期限以降の消印のものは受理しない。)

願書を受理した者には8月2日(土)までに受験票を発送する。

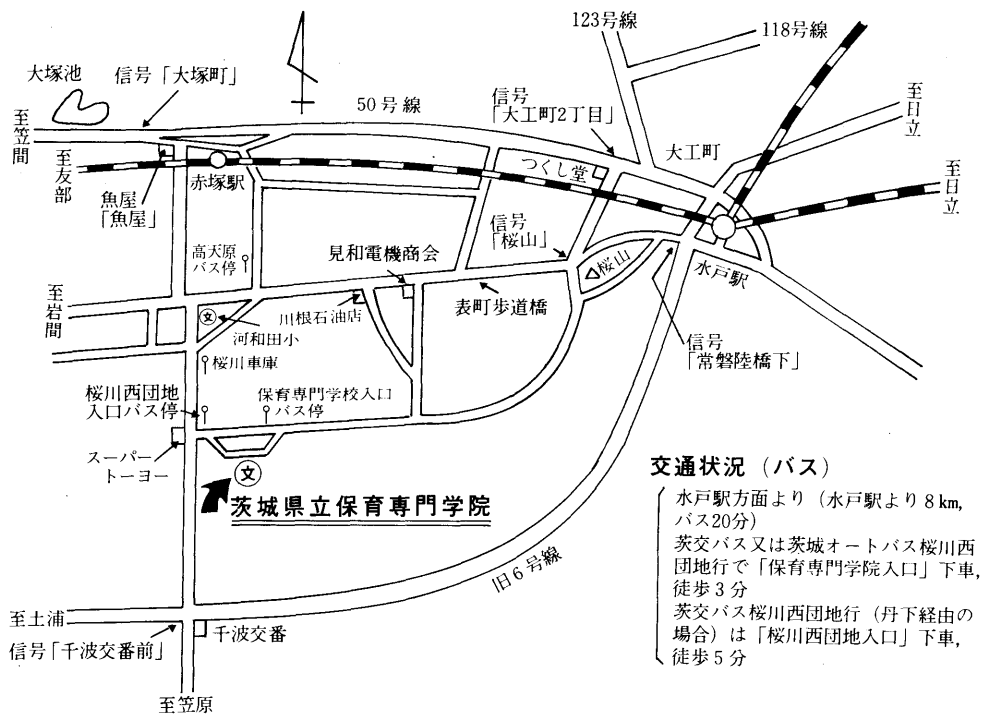
8. 試験結果の発表及び証明書の交付

- (1) 全科目合格者は、昭和61年10月1日(水)に県庁婦人児童課前に午前10時から掲示する。
- (2) 保育資格証明書、一部科目合格証明書及び不合格通知書は昭和61年10月1日(水)以降、受験者全員に送付する。ただし、高等学校(保育科)卒業見込で受験した者については、卒業証明書を婦人児童課あて提出しなければ保育資格証明書、一部科目合格証明書を交付しない。
- (3) 試験の可否についての電話による問い合わせには応じない。又試験の成績については一切公表しない。

9. その他

- (1) 宿泊等のあつせんは行わない。
- (2) 注意事項
 - ① 各科目とも、試験開始後30分以上の遅刻者の受験は認めない。
 - ② 上ばき及び下足入れ(ビニール袋等)を必ず持参すること。
 - ③ 子どもを連れて受験しないこと。
 - ④ 昼食は付近に店がないので各自用意すること。
 - ⑤ 駐車場がせまいので、試験会場への自家用車の乗り入れは原則として禁止する。
 - ⑥ 回答には、BまたはHBの鉛筆を使用すること。
- (3) 予備講習会は茨城県社会福祉協議会が実施します。講習会の期日・申込期日については次のとおりです。詳しいことについては、茨城県社会福祉協議会(〒310水戸市千波町字後川745 電話 0292(41)1133)へ照会してください。
 - ・講習会期日 昭和61年6月23日(月)から6月28日(土)まで
 - ・申込期日 昭和61年6月9日(月)から6月13日(金)まで

試験場案内略図



●認証食品の取り消し

茨城県地域食品認証規則（昭和52年茨城県規則第2号）第12条第1項の規定により、次の地域食品の認証を取り消した。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

地域食品の品名	認証事業者の氏名又は名称	製造所の所在地
豆 腐	丸 竹	岩間町押辺2022の2
油 揚 げ	〃	〃
豆 腐	仲 村 豆 腐 店	笠間市大橋1549
油 揚 げ	〃	〃

●茨城県林業改良指導員資格試験の実施

茨城県林業改良指導員資格試験条例（昭和32年茨城県条例第49号）第1条の規定に基づき、昭和61年度における茨城県林業改良指導員資格試験を次の要領により実施する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和61年度茨城県林業改良指導員資格試験実施要領

- 1 試験の期日 昭和61年8月20日（水）午前10時から
- 2 試験の場所 茨城県林業会館
水戸市三の丸1丁目3番2号
電話 0292-25-5949

3 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法による短期大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校若しくは森林法施行令（昭和26年政令第276号）第10条第2項の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規定（昭和16年文部省令第54号）、専門学卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に關スル規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）による林業に関する学科目の検定に合格した者で、卒業又は検定合格後この試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの
 - ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法

による高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 学校教育法における高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で卒業又は検定合格後この試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) 第3号に掲げる者を同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

4 試験の方法及び項目

試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(1) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について行い、その項目は、次表の左欄に掲げる必須項目及び右欄に掲げる選択項目のうちから受験者が選択する1項目とする。

必 須 項 目	選 択 項 目
林業一般(林業経営、造林、森林機能保全、林産、特用林産及び 林業機械に関する基礎的知識 普及方法	森 林 保 護 森 林 機 能 保 全 林 産 特 用 林 産 林 業 機 械

(2) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

5 受 験 手 続

(1) 受験願書等の交付

ア 受験願書等の用紙は、茨城県農林水産部林政課で交付する。

イ 受験願書等を郵便で請求するときは、表に「林業改良指導員資格試験受験願書請求」と朱書し、120円切手をはつたあて先明記の返信用封筒(横12センチメートルで縦23.5センチメートルのものを必ず同封すること。)

(2) 受験願書の提出

最近6月以内に撮影した写真(正面上半身無帽の名刺判の写真でその裏面に氏名を記入したもの)を所定の場所にはりつけた受験願書に、(3)の書類を添付し、茨城県農林水産部林政課に直接提出するか、又は郵送すること。

(3) 添 付 書 類

受験願書には、次の書類を必ず添付すること。

ア 履 歴 書

イ 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書

ウ 職歴証明書(3の(2)又は(3)に該当する者に限る。)

6 受験願書の受付期間

昭和61年7月1日(火)から7月10日(木)まで

(受付時間・平日は午前8時30分から午後5時まで
土曜日は午前8時30分から正午まで)

ただし、郵送の場合は、7月10日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書提出先

水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県農林水産部林政課(郵送の場合は、郵便番号310、封筒に「林業改良指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、書留で送付すること。)

8 受験票の交付

受験資格審査終了後、受験票を受験者の現住所あて送付する。

9 合格者の発表

合格者については、試験実施後1月以内に合格証書を交付するとともに、その氏名を茨城県報に公告する。

10 試験についての問い合わせ

試験についての問い合わせは、水戸市三の丸1丁目5番38番茨城県農林水産部林政課(郵便番号310、電話0292-21-8111 内線3676)に問い合わせること。

なお、郵便で問い合わせる場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用の封筒を必ず同封すること。

◎漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県海面漁業調整規則(昭和39年12月18日茨城県規則第87号)第49条及び第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県漁業関係聴聞規則(昭和40年11月4日茨城県規則第140号)第2条の規定により公告する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 事 項 茨城海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞
2 期 日 昭和61年6月5日
3 場 所 水戸市北見町2-23

「むつみ荘」

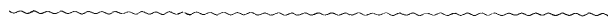
●地籍調査の成果認証

稲敷郡河内村，久慈郡水府村，東茨城郡常澄村，笠間市，新治郡八郷町，土浦市，稲敷郡牛久町，稲敷郡葦崎町における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

調査を行つた者の名称	稲敷郡河内村，久慈郡水府村，東茨城郡常澄村，笠間市，新治郡八郷町，土浦市，稲敷郡牛久町，稲敷郡葦崎町
調査を行つた期間	<p>稲敷郡河内村大字源清田，大字布鎌，大字平三郎，大字手栗，大字十里，大字長竿，大字猿島，大字宮淵の各一部 昭和58年9月26日から昭和59年1月30日まで</p> <p>久慈郡水府村大字上高倉の一部 昭和59年6月4日から昭和59年7月18日まで</p> <p>東茨城郡常澄村大字島田，大字平戸，大字大場，大字秋成，大字下入野の各一部 昭和59年11月13日から昭和60年3月4日まで</p> <p>笠間市大字上加賀田，大字手越，大字南吉原，大字北吉原の各一部 昭和59年5月25日から昭和59年6月30日まで</p> <p>新治郡八郷町大字太田，大字中戸，大字小槁の各一部 昭和59年9月3日から昭和59年12月25日まで</p> <p>土浦市大字中，大字右叡，大字摩利山，大字新田，大字中村西根の各一部 昭和59年11月8日から昭和59年12月20日まで</p> <p>稲敷郡牛久町大字桂の一部 昭和59年10月15日から昭和59年10月24日まで</p> <p>稲敷郡葦崎町大字小莖，大字庄兵衛新田，大字高崎の各一部 昭和58年11月10日から昭和59年1月17日まで</p>
認 証 年 月 日	昭和61年5月21日



●昭和61年度砂利採取業務主任者試験

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条の規定に基づく知事が行う砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 実施期日及び時間

昭和61年7月31日(木)午前10時から正午まで

2 実施場所

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県議会議事堂地階大会議室

(都合により実施場所を変更したときは受験者に通知する。)

3 試験科目

(1) 法令 砂利の採取に関する関係法令

(2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 所定の様式(規則第10条様式第9)を使用すること。

イ 履歴書 所定の様式(規則第10条様式第10)を使用すること。

ウ 写真 縦横2.5センチメートル、脱帽、正面向、上半身出願前6カ月以内に撮影したものを2枚用意し、裏面に氏名、年令、撮影年月日を記載して、1枚提出すること。もう1枚は後日送付する受験票にはり付け、当日持参すること。

エ 住民票

(2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもつて4,400円を納付すること。

5 受験願書受付期間

昭和61年6月30日(月)から昭和61年7月5日(土)まで。

(毎日午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日は正午まで。)

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着のこと。

6 受験願書の提出先

最寄りの地方総合事務所(日立商工分室を含む。)

なお、地方総合事務所の所在等は次のとおり。

(1) 水戸市三の丸1丁目5番38号

県北地方総合事務所 商工労政課

(2) 日立市会瀬町4丁目9番13号(中小企業福祉センター内)

県北地方総合事務所 日立商工分室

(3) 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367～3

鹿行地方総合事務所 商工労政課

(4) 土浦市真鍋5丁目17番26号

県南地方総合事務所 商工労政課

(5) 下館市二木成615番地

県西地方総合事務所 商工労政課

7 受験願書の請求

受験願書等の用紙を必要とする場合は、60円切手をはった返信用封筒を同封して願書提出先に請求すること。

8 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、8月12日(火)に合格者名簿を願書提出先及び商工労働部工業振興課に掲示する。

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字蔵持字石塔657番1, 658番1, 659番, 660番1, 663番2, 664番1, 同番2, 665番, 666番1, 674番, 675番1から3まで, 676番, 677番1, 同番2, 678番, 679番1, 680番2, 無番

2 事業主の住所及び氏名

大阪府茨木市丑寅1丁目1番88号

日立マクセル株式会社

代表取締役社長 永 井 厚

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市平潟町字本町382番3, 字切岩847番1の一部, 848番3, 848番1, 849番, 850番1, 850番2, 851番, 852番, 853番1の一部, 853番2, 856番

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市大津町北町1484番212

浜道工業株式会社

代表取締役 前 田 修

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年 5 月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字小川字五所館199番12, 199番13, 199番14

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字小川584—3

小 林 芳 二

●昭和61年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定に基づき、昭和61年度宅地建物取引主任者資格試験を次により実施する。

昭和61年 5 月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第1 試験の日時 昭和61年10月19日（日）午後1時から午後3時まで

第2 試験の場所 水戸市文京2丁目1番1号

茨城大学

第3 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う

- (1) 土地の形質，地積，地目及び種別並びに建物の形質，構造及び種別に関すること。
- (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

2 出題法令の適用期日

昭和61年 4 月 1 日現在施行している法令

第4 試験の方法及び出題数

- 1 方法 4枝択一式の筆記試験による
- 2 出題数 50問
- 第5 受験資格
- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
- 2 宅地又は建物の取引に関し二年以上の実務の経験を有する者
- 3 茨城県知事が、建設省令の定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者
- 第6 受験申込
- 1 申込期間 昭和61年9月1日（月）から昭和61年9月5日（金）まで
午前9時30分から正午まで、午後1時から午後4時まで
- 2 申込場所 水戸市大町3丁目4番36号
大町ビル3階「茨城県会議室」
- 3 申込方法 所定の申込用紙等に所要事項を記入押印し直接持参すること。
- 4 受験手数料 5,000円（茨城県収入証紙による）
- 第7 合格発表 昭和61年11月下旬

◎昭和61年度宅地建物取引主任者に対する講習の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定した講習を次のとおり実施する。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 講習実施団体 水戸市宮町2丁目2番22号
社団法人 茨城県宅地建物取引業協会
- 2 講習実施予定日

第 33 回	昭和61年5月29日 午前9：30～午後4：30
第 34 回	昭和61年7月21日 午前9：30～午後4：30
第 35 回	昭和61年9月26日 午前9：30～午後4：30
第 36 回	昭和61年11月19日 午前9：30～午後4：30
第 37 回	昭和62年1月21日 午前9：30～午後4：30
第 38 回	昭和62年3月26日 午前9：30～午後4：30

- 3 受講場所 水戸市民会館大会議室

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第286号	61. 5. 21	(株) メイキング 代表取締役 石川 博重	東京都新宿区百 人町1丁目29番 3 渡辺ビル705号	鹿島郡大野村大字角折 字忠1439-17	メートル 6.20	メートル 78.74

●一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中下記の物件を保管したから返還請求権を有するものは申し出て下さい。

昭和61年5月29日

茨城県下館児童相談所長 倉 持 春 樹

1 申出の期間 昭和61年5月29日から昭和61年11月28日まで

2 申出の場所 茨城県下館児童相談所
下館市大字玉戸1336-16
電話 0296-24-1614

3 保 管 物

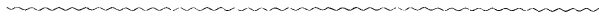
物 件 名	種 類, 型 状	数 量	経 過
現 金	500円 硬貨	1 枚	昭和61年4月4日午前10時30分頃 小山市暁2丁目13番間々田駅東側駐車場に駐車中 の白色普通乗用車内から窃取したものである。
	100円 "	28 "	
	50円 "	15 "	
現 金	1,000円 紙幣	1 枚	昭和61年4月4日午前11時20分頃 古河市三杉町2丁目21番29号先路上に駐車中の白 色普通乗用車内から窃取したものである。
	500円 硬貨	2 "	
	100円 "	6 "	
	50円 "	1 "	
	10円 "	2 "	
中古自転車	Shikishima 白色ミニサイクル 車体番号 S 5441850	1 台	昭和61年3月3日午後4時30分頃 結城市大字結城6606番地先路上において所有者不 詳の中古自転車1台を窃取したものである。

中古原動機 付自転車	ヤマハパツソルⅡ 赤色ナンバーなし 車体番号 2 E 9—2225218	1 台	昭和61年1月23日午後3時頃 結城市大字6222番地先路上において所有者不詳の 中古原動機付自転車1台を窃取したものである。
---------------	-----------------------------------------------	-----	-----------------------------------------------------------------------

正 誤

●昭和61年5月15日付け茨城県報第7449号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
10	上から11	規定に基づき、土地区画 整理組合の	規定に基づき、 <u>磯道・見 附窪</u> 土地区画整理組合の



★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所